

# 居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針

指定居宅介護支援事業所 九十九荘

## 1. 感染症の予防及びまん延防止における基本的な考え方

指定居宅介護支援事業所 九十九荘(以下「事業所」)は、利用者の居宅や当事業所における感染症の予防およびまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

## 2. 感染症の予防及びまん延防止のための体制整備

(1) 感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために「保健感染症対策委員会」を設置し、毎月1回の定例開催とし、感染症の予防対策等の検討を行う。必要な場合は臨時会議を開催する。

### (2) 委員会の構成員

《施設長 生活相談員 委員長 委員》

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他の職種の職員を参加することが出来ることとする。

### (3) 委員会の開催

委員会は毎月1回の定例開催とし、次に掲げる事項について審議する。

- ①事業所内感染対策の立案
- ②指針・マニュアル等の整備・更新
- ③利用者及び職員の健康状態の把握
- ④感染症発生時の措置(対応・報告)
- ⑤研修・教育計画の策定及び実施
- ⑥感染症対策実施状況の把握及び評価

## 3. 感染症の予防及びまん延防止のための研修の実施

委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

### (1) 職員研修の内容

- ①年間研修計画に基づく、定期的な研修(年2回)の実施。
- ②新任採用:採用時開催
- ③その他、必要な研修や教育の実施。
- ④研修開催時に、参加者氏名や内容について記録を残す。

#### 4. 平常時の対応

事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓に心掛け、換気・清掃・消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

(1)職員の標準的な感染対策として、職員は感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用と、ケア内容によりフェイスシールド及びゴーグルの装着を行う。

#### 5. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合やそれが疑われる状況が生じた場合には、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1)発生状況の把握
- (2)感染拡大の防止
- (3)市・関係機関への報告
- (4)保健所及び医療機関との連携

#### 【注意すべき主な感染症】

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおりである。

- (1)利用者及び職員にも感染がおこり、媒介者となりうる感染症
  - ・インフルエンザ・新型コロナウイルス・感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等
- (2)感染抵抗力の低下した人に発生しやすい感染症
  - ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA感染症)、緑膿菌感染症等
- (3)血液や体液を介して感染する感染症
  - ・肝炎(B型肝炎、C型肝炎)等

#### 6. 利用者等に対する指針の閲覧について

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに対応する。

#### 附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。